

令和4年10月7日

各位

利根郡信用金庫

当座勘定規定等の改定について

今般、電子交換所への移行に伴い、当座勘定規定等を改定いたします。改定内容につきましては下記をご覧ください。

記

1. 改定日

令和4年11月4日

2. 改定する規程等

- (1)当座勘定規定（一般用）
- (2)当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3)当座勘定規定（一般用）および当座勘定規定（専用約束手形口用）に付属する約束手形用法、為替手形用法、小切手用法

3. 改定内容

(1)当座勘定規定（一般用）

- ① 第7条（手形、小切手の支払）第2項に、以下の条項を追加します。

前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

- ② 第8条（手形、小切手用紙）第4項、第6項、第7項に、以下の条項を追加します。

第4項 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。

第6項 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

第7項 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

- ③ 第16条（印鑑照合等）第1項の印影または署名、第2項の用紙の後に、以下の文章を追加します。

（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）

- ④ 第27条（個人信用情報センターへの登録）を削除します。

（次項へ）

(2)当座勘定規定（専用約束手形口用）

① 第7条（手形の支払）第2項に、以下の条項を追加します。

前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

② 第8条（手形用紙）第2項、第5項、第6項に、以下の条項を追加します。

第2項 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。

第5項 当座勘定から支払をした専用約束手形用の紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

第6項 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

③ 第14条（印鑑照合等）第1項の印影または署名、第2項の用紙の後に、以下の文章を追加します。

（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）

④ 第24条（個人信用情報センターへの登録）を削除します。

(3)約束手形用法・為替手形用法・小切手用法

① 電子交換所システムの仕様を踏まえて、第4条第2項、第3項（為替手形用法は第5条第2項、第3項）に以下の内容を追加します。

第4条第2項 金額をチェックライターによりアラビア数字（1，2，3……）で記入する場合、3桁ごとに「，」を印字すること。

第4条第3項 金額を文字で記入する場合の使用可能文字を一覧化したこと、及び崩し字は使用せず楷書で丁寧に記入すること。

② 電子交換所システムのOCR読取精度を高めるため、第4条第4項、第5条（為替手形用法は第5条第4項、第6条）に誤読要因として禁止する以下の内容を追加します。

第4条第4項 金額欄には、第2項、第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないこと。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにすること。

第5条 金額以外の記載事項を訂正する場合、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金庫名に重ならないようにすること。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		<u>6</u>			
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	
	<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			<u>1,000</u>		<u>10,000</u>		
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

以上